

～医療機関・助産所等（委託実施医療機関以外）の皆様へ～

名張市では名張市産婦健康診査実施要綱に基づき、対象者の方に産婦健康診査の費用助成を実施します。

委託実施医療機関（名張市・伊賀市の産科医療機関）以外の医療機関等で、産婦健康診査を受診される方には、自己負担で受診した後、申請により助成金額を請求していただきます。

【名張市産婦健康診査の概要】

- 1 実施主体 名張市
- 2 助成対象者 名張市に住民登録のある方（健診受診日時点）で、令和元年5月1日以後に妊娠届出をした方、または令和元年9月1日以後に出産した方
- 3 助成する検査項目・回数・助成金額

産婦健康診査	受診期間	検査項目	助成額
1回目	出産後2週間前後	問診、診察、体重・血圧、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票	1回上限 5,000円
2回目	出産後1ヶ月前後	問診、診察、体重・血圧、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票	1回上限 5,000円

* 受診票兼結果票の有効期限は出産後8週間以内です。

【留意事項】

- ① 必ず、「名張市産婦健康診査受診票兼結果票」全ての検査内容（裏面EPDSも含む）を実施するとともに、受診票兼結果票に健診結果の記入と医師の署名、押印の上、原本を受診された方にお返しく下さい。
- ② 産婦健康診査受診費用は、一旦自己負担で受診された方から医療機関等へお支払いいただきます。産婦健康診査を受けたことがわかる領収書（領収印のあるもの）の発行をお願いします。
- ③ 受診票兼結果票にない検査は助成対象外のため受診された方の実費負担となります。
- ④ 受診された方から市への申請により助成金額を請求していただきます。請求は助成の対象となる最後の産婦健康診査を受診した日から90日以内です。
- ⑤ 受診の結果、医師等が支援を必要と判断した場合は、必ず名張市健康・子育て支援室に速やかに情報提供をしてください。

【お問い合わせ先・情報提供先】

名張市役所 福祉子ども部 健康・子育て支援室

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

電話；0595-63-6970 FAX；0595-63-4629